

対馬市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成24年11月27日(火) 午前10時30分から午前11時40分

2. 開催場所 対馬市峰地区公民館2階行動

3. 出席委員 (18人)

1番 井田幹男	3番 鬼橋孝幸	4番 永留光雄
5番 初村重政	6番 堀江政武	7番 上野良人
9番 吉野敏	12番 佐伯理	13番 武田安丸
14番 中村國安	15番 米田賢明	17番 兵頭榮
18番 小宮伸之	19番 小宮正至	21番 須川久巳
23番 上野秀一	24番 島居邦嗣	25番 龍造寺正房

4. 欠席委員 (6人)

2番 太田吉雄	8番 松村英二	10番 阿比留和比古
11番 大石憲一	16番 永留廣美	22番 縫田和己

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第15号 農業経営基盤強化促進事業申出書(利用権の設定)について
議案第16号 非農地証明願いについて
議案第17号 農地法52条の規定に基づく賃借料情報の提供について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日龜 剛 一
農業委員会事務局係長	庄 司 克 啓
農林水産部農林振興課課長補佐	波 田 安 徳
美津島地域活性化センター地域支援課係長	神 宮 秀 幸
豊玉地域活性化センター地域支援課主事	石 丸 真
峰地域活性化センター地域支援課主任	中 村 龍 一
上対馬地域活性化センター地域支援課課長補佐	古 里 正 人

7. 会議の概要

議 長 ただ今より、平成24年度対馬市農業委員会第5回総会を開会いたします。
本日は、委員定数24名中18名の出席です、総会は成立しておりますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めたいと思います。
議事日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、私の方からご指名してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、3番の鬼橋孝幸委員、6番の堀江政武委員に議事録署名をお願いいたします。
議事日程第2、会期についてお諮りいたします。お手元に配布しております農業委員会総会議事日程のとおり、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めまして、本日1日とします。
議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び係長を指名いたします。
つづきまして、議事日程第4、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 皆様、おはようございます。それでは、第5回総会の議案について、ご説明申し上げます。議案書の1ページをお開き願います。
議案第14号、農地法第3条の規定による許可申請で、今回は3件でございますが、番号1については、申請理由で交換によるとなっております、永留光雄委員さんが現場立会のおり、もう一方の交換の土地と一緒に申請をした方が良いとの指導をされ、今回は取下げをし、次回以降に改めて申請をするとのことになりました。

番号2は売買によるもので、譲受人は厳原町久根田舎の さんで、譲渡人は厳原町久根田舎の さんです、面積は「田が1筆」、234㎡で、譲受人の経営面積は6,684㎡でございます。

2ページをお開き願います。

番号3は贈与によるもので、譲受人は厳原町下原の さんで、譲渡人は厳原町下原の さんです、面積は2ページに7筆、3ページに5筆で計の「田と畑で12筆」、5,710㎡で、譲受人の経営面積は現在、0㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、番号1は取り下げでございますので番号2から地元委員に補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

(5 番委員挙手)

5 番 初村重政委員

番号 2 について説明いたします、この土地につきましては さんが所有してある土地が鍵の手になっておりまして、その鍵の手の部分に さんの田んぼがあるわけですが、 さんにとっては作業効率が悪いと、いうことで両者話し合いの上、お互い承諾をされて、 さんが購入して 1 枚の田んぼにしようということですのでございますので何ら問題は無いと思っておりますのでよろしくご審議おねがいします。

議 長 他にありませんか。

(1 番委員挙手)

議 長 はい。1 番委員

1 番 井田幹男委員

番号 3 について説明いたします、これは さんより長男の さんへの贈与でありますので何ら問題ないと思えます。

議 長 ただ今、地元委員から補足説明がありましたが、何か質疑はございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第 1 4 号、番号 2 から 3 につきまして、一括して賛否を問いたいと思えます、本案件に、原案のとおり 許可することに賛成の方の挙手を、お願いいたします。 全員賛成でございますので、議案第 1 4 号、番号 2、3 について許可することに決定いたします。

次に、議案第 1 5 号「農業経営基盤強化促進事業申出書（利用権設定）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

4 ページをお開き願います。

議案第 1 5 号の農用地利用集積計画(第 5 回)について、ご説明申し上げます。農用地利用計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し、総会にて決定する必要があるため、提案するものであります。

今回 1 件の「利用権設定」の申し出がっております。

5 ページをお開き願います。

番号 1、「利用権の設定を受ける者」巖原町下原の さん「利用権の設定をする者」巖原町下原の さんで 1 筆 6 9 m²、賃借期間 5 年、現在の経営面積は 9 , 9 8 6 m²でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明がありましたらお願いします。

(1 番委員挙手)

1 番 井田幹男委員

この件につきましては、前回の総会のおり許可いただきました中で、1筆この分が申告もれでありましたので、この1筆を追加していただきたいと思います、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、まとめたいと思います、議案第15号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます、議案第15号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第16号「非農地証明書交付願いについて」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

6ページをお開き願います。

議案第16号、非農地証明書交付願いについてをご説明いたします。

番号1、申出人は美津島町加志の さんで、申請地は美津島町加志の畑、1筆で3,023㎡で、理由は植林後50年以上経過し山林化したためでございます。

なお、位置図、写真等は7から9ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明がありましたらお願いします。

(7 番委員挙手)

7 番 上野良人委員

16号の1について説明をします。11月21日に吉野、松村両委員と事務局と申し出の さんと5人で現地確認に行きました。

この理由書に書いてありますように現在地は植林されて50年以上経っていて完全な山林になっております、添付の地図と写真を見てもらえば分かりますように、両面、両側、上下とも完全に山林に囲まれていて、農地には何ら関係することが無いような場所でございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今、地元委員から補足説明がありました。何か質疑等ございませんか。

(なし)

議 長 　　質疑ないようでありますので、賛否をお諮りします、議案第16号について、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、議案第16号は、原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第17号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長 　　10ページをお開き願います、議案第17号、農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供についてをご説明いたします。

提案理由は、農地法第52条の規定により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、別紙のとおり公表値を提案するものであります。

11ページをお開き願います、農地の実勢借地料の情報の提供等について、標準小作料制度は廃止されたことから、すべての農業委員会において、改正農地法第52条に基づく賃借料情報を提供する必要があるため、公表値を次表のとおり定める。

地目、田、未整備地、賃借料10a当り、10,000円。

地目、田、既整備地、賃借料10a当り、15,000円。

地目、畑、賃借料10a当り、3,000円でございます。

なお、賃借料の実勢価格の情報が少ないため、平成21年度までの小作料と同じ賃借料に設定しております。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より、説明がありましたのが、質疑はありませんか。

(なし)

議 長 　　質疑が無いようにありますので、議案第17号について、原案のとおり、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございますので、議案第17号について、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日提案されました、第14号議案から第17号議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、無事終了することができました。ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5　その他の事項ですが何かありませんか。

(19番委員挙手)

19番 小宮正至委員

標準小作料制度は廃止されたのはいつですか。

(事務局長挙手)

事務局長

平成21年度の改正農地法で標準小作料制度は廃止されまして、平成22年度より農業委員会で賃借料情報を提供するようになりました。

19番 小宮正至委員

分かりました。

議長

他にございませんでしょうか。

(14番委員挙手)

14番 中村國安委員

議案17号の件についてですけど、今まで出てきてるのは、ほとんど無償で貸貸が出来ておりますけども、そこで、せめて農業委員だけは、これを守ってくれよって、というようなことがあるわけですか、この金額を。

(事務局長挙手)

事務局長

この賃借料につきましては、あくまでも借り手と貸す方の話し合いで決まるものであって、これは標準的なものということで、農業委員さんだから守らなければならない、ということではありません。ただ基準的にこのくらいですよ、ということで、後は貸し手借り手で決めてもらうと、というのがこの賃借料になると思います。

14番 中村國安委員

農家の方々が相談に来られ場合には、こういう金額がだいたい出てますよというようなことを説明するんですか。

(事務局長挙手)

事務局長

はい、標準的には、この賃借料と説明されたらいいと思います。

14番 中村國安委員

別に無償でいいよと言われれば、無償で借りても問題ないわけですね。

(事務局長挙手)

事務局長

はい、問題ありません。

(3番委員挙手)

3番 鬼橋孝幸委員

今、中村委員さんが言われたことで、今まで総会に上がったものを見てますと無償と書いてありますね、これに書いてありますけど、改正農地法第52条に基づき情報を提供する必要がありますためということで、今私も初めて聞いたんですけど、借りる方と貸す方の合意ですけね、金を取るとなるよりは無償の方がみんないいじゃないですかね、もし有料になった場合に、この金額で契約するということですか基本に。

(事務局長挙手)

事務局長

今までほとんどの賃貸契約は無償というのが大半でした。しかし賃貸契約の借り手はいくらですか、貸すのはいくらですかと聞かれてくる時がありますので、その時に標準的な金額として情報を提供するというので、この金額を示しております。後は本人たちの話し合いで決めてくださいと、というような話に持って行けばいいと思います。

3番 鬼橋孝幸委員

あくまでも話があった場合には農業委員会では一様こういう標準の金額を聞きましたと話せばいいわけですね。(はい)分かりました。

(19番委員)

19番 小宮正至委員

今までの例として言わせていただくんですが、ほ場整備をしているところの田んぼについては、だいたい有料のかたちにあります。

だから、言われるようにこれは標準であって、ただ掘り起こしをする場合にありがたい訳ですけね、他県に出てある方やなんか、完成地で負担金とかいる場合の所については、負担金を納めていただくために有償になる場合が多いなあと、ただこれは対馬市農業委員会が改正があったために農業委員会が標準として定めておられることですから、それは借り手、貸し手において異なる場合は別にけして違法がないことでいいんですよ。

議長

どうですか皆さん

3番 鬼橋孝幸委員

さっきも言いましたように無償が大半ですけ、やっぱりお互いに出た場合に金額を言うた場合、例えば1町ならば15万円になってほしいね、そしたら辞めますよという事になるかもしれません

議長

どうでしょう、これはあくまでも基準でありまして、お互いの話し合いの上で今までどうりでいいんじゃないかと思いますが、どうしたもんでしょうか。

(14番委員挙手)

14番 中村國安委員

あの自分たちが対馬市農委員会がきめて、それを守らんでもいいよと、農業委員もまもらんでいいよと、ただ決めとくよ、そういう事でいいんですね、なんもまもらんでいいわけですね。

事務局長

この金額はですね、守るための金額じゃなくてですね、このくらいの金額でありますよと、いう公表をするだけです。

この金額は、今までの3条や基盤強化促進法の賃貸借で賃借料の平均を取り金額を決め公表するのが本当だと思いますが、今は、ほとんどが3番委員が言われたように無償で上がってきますので、金額の設定が事務局としては難し訳ですね、しかし、農地法52条で公表をなさいとありますので、平成21年度まで小作料として公表していた金額をそのまま賃借料情報として公表しているということで、これが基準ですよ、これが決まりですよという話ではないわけです。

今まで無償が続くので対馬の賃貸借は無償ですよと公表するのもどうかと思ひまして、昔の金額をそのままあげています。

事務局

本土の方の自治体であれば、賃借によって賃借料が出ているケースが多くて、先ほど局長が言いましたように、平均をとって設定するようになっているんですけども、対馬の場合は、先ほどから鬼橋委員さんも言われるように無償で使用賃借されていますので平均を取るデータが無いわけですから無償ということでは支障も有りますし、以前から使用している小作料を利用させていただいているということでご理解ください。

(15番委員)

15番 米田賢明委員

あの、対馬の場合、無償がほとんどであろうと思いますが、これに拘束されるんでなく、あくまで標準値であって貸し方と借り方の話ですので、この金額をオーバーしてでもこの土地を借りたいという時も貸し方と借り方が成立すれば、それでいいわけでしょ。(はい)

標準額より上がっても貸し借りができるということですね。

議長

そうですね、相対でそれ以上出しても借りたいという方もあるでしょうし、無償がいいという人もあるでしょうし、貸借関係で話が決まればいいのでは無いでしょうか。

どうでしょうか皆さん

(異議無し)

議長

他にありませんでしょうか、

それでは、これもちまして、本日の総会を閉会といたします。

会 長 龍造寺 正 房

署名委員

署名委員
